

## 第 11 回 西宮市・芦屋市ごみ処理広域化検討会議 議事録

【日 時】 令和 2 年 1 1 月 2 4 日 (火) 1 5 : 3 0 ~ 1 6 : 2 5

【場 所】 西宮市西部総合処理センター 2 階 広報室

【出席者】 【委員】 8 名  
(西宮市：4 名)  
田村副市長 (会長)， 宮島環境局長，  
野田環境局環境施設部長， 田中環境局環境事業部長  
(芦屋市：4 名)  
佐藤副市長 (副会長)， 森田市民生活部長，  
藪田市民生活部環境施設課長， 北條市民生活部収集事業課長

【オブザーバー】 2 名  
(兵庫県：2 名)  
馬場 農政環境部環境管理局環境整備課循環型社会推進班班長  
木下 阪神北県民局県民交流室環境課環境参事

【事務局】  
(西宮市)  
丸田参事， 高橋課長， 森川課長， 俵口係長， 玉置係長  
(芦屋市)  
北川主幹， 尾川係長， 三好主査

【傍 聴 者】 11 名

### 1 開会

事務局 (北川)

(開会)  
本日は，大変お忙しいところご出席をいただきまして，ありがとうございます。  
定刻になりましたので，ただいまから第 11 回西宮市・芦屋市ごみ処理広域化検討会議を開催いたします。  
私は，芦屋市の北川と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。座って説明いたします。  
本日の検討会議では，このたびの，新型コロナウイルスの感染予防のため，会議を傍聴される皆様には，マスクの着用をお願いいたしますとともに，会場前にご用意しております消毒液での手指の消毒をお願いいたします。

また、部屋の換気も適宜行いますので、ご協力をよろしくお願  
いいたします。

会議の開催にあたりまして、西宮市の田村副市長から一言ご挨拶  
をお願いいたします。

田村会長

はい。皆さん、こんにちは。

委員一同

こんにちは。

田村会長

西宮市の副市長の田村でございます。

本日は、第 11 回の西宮市・芦屋市ごみ処理広域化検討会議にご  
出席をいただきまして誠にありがとうございます。

この会議につきましては、前回は 10 月 19 日ということで 1 ヶ月  
あまりでの開催となりますが、前回におきましては西宮市より費用  
負担についての提案が示されたところでございます。

本日の議論といたしましては、その提案に対する芦屋市さんの考  
え方をお披瀝頂いて、更に検討を進めて行きたいと考えておりま  
す。

また、あわせまして、前回、次期施設の更新整備計画の観点から、  
広域化を想定した場合のスケジュール感についての考え方も示さ  
れております。

それによりますと、11 月中を目途に一定の方向性を整理する時期  
が近付いているという認識でございます。

そういう状況もございますので、新型コロナウイルスの感染がで  
すね、第 3 波とも言えるような拡大を見せている中ではございま  
すが、本日、この検討会議を開催させていただいたところでござい  
ます。

この、ごみ処理広域化につきましては、西宮市、芦屋市、両市に  
とりましても将来にわたって影響を与える大きな事案でございま  
すので、本日もこの広域化は「両市のため、両市の市民のため」と  
いう思いをもって、忌憚のない意見を交わさせていただきたい。議  
論を進めていただければと考えているところでございます。

どうぞよろしくお願いたします。

事務局（北川）

はい。ありがとうございました。

本日の会議は、西宮市委員さんが 4 名中 4 名、芦屋市が 4 名中 4  
名の計 8 名の出席です。検討会議設置要綱の規定により、会議は有  
効に成立していることを確認いたします。

この検討会議は、原則公開となっております。

本日の議題等につきましては、特に非公開とする内容はございま  
せんので「公開」することとして進めさせていただきます。

後日、両市のホームページで議事内容を公開して参りますので、

よろしくお願いいたします。

次に、お手元の資料の確認をお願いします。

会議次第と委員名簿、本日の会議資料を配布しております。

不足はございませんでしょうか。

議事に入ります前に、オブザーバーとしまして兵庫県様より農政環境部環境管理局環境整備課循環型社会推進班、班長の馬場様と阪神北県民局県民交流室環境課環境参事、木下様にもご出席をいただいております。

本日はお忙しい中、ありがとうございます。

それでは会議に入ります。

要綱の規定により、検討会議の議長は会長が務めることとなっております。

これ以降の議事は、西宮市の田村会長にお願いいたします。

## 2 議題 (1) 焼却施設の費用負担について

田村会長

はい。それではしばらくの間、私の方で進行をさせていただきます。

先程、申しましたけれども忌憚のないご意見、そして会議の円滑な進行にご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、資料に基づいて進めさせていただきます。

まず、資料の1ページ目、第10回検討会議の西宮市からの提案について、事務局から説明をお願いします。

事務局（丸田）

はい。西宮市の丸田でございます。

すみません。座って説明をさせていただきます。

お手元の資料、1ページをお願いいたします。タイトルが「第10回検討会議 西宮市からの提案」ということでございます。

これはですね、第9回検討会議におきまして「検討その1」のシミュレーションの提示という宿題をいただき、それを前回、第10回で「検討その1」の具体的な検討事例といたしまして、「均等割」というものを入れた、複数のパターンをお示しして議論していただいたという経過がございます。

その中で、西宮市の委員から「環境負荷」、それから「ごみ処理を引き受ける立場として、芦屋市さんから一定の負担をお願いしたい」と、純然たる固定的経費部分のみならず、そういった部分も含めての「均等割」と考えますと。

また、「検討その1」の試算事例といたしましては、いくつかのパターンを検討いたしましたけれども、「効果額」という観点から考えたときに、西宮市と芦屋市さんの効果額の比が6対4ぐらいまでにならないと難しいということ。

なお、これは資料の1ページの試算事例として見たときには、例えば、No.5がそれに該当するというところでございましたけれども。

ただし、均等割率の設定によりまして、費用負担に変えまして「検討その2」でお示しされているように、「金銭の移行」により均衡化を図ると。

これを否定するものでもないという提案といいますか、考え方の表明があったというところでございます。

そして、それに対する意見交換の結果、議長からは第10回では「検討その1」、3パターンを示し、西宮市の考え方も一定、披瀝したということで、これを持ち帰って両市で検討、言い換えると「芦屋市さんの方でご検討をお願いしたい」ということで、整理を行われたというところでございます。

私からの説明は以上でございます。

田村会長

はい。説明が終わりましたけれども。まず、今の説明で質問を。

宮島委員

補足でよろしいですか。

田村会長

はい。

宮島委員

西宮市の宮島でございます。

前回ご説明させていただきましたときに、芦屋市様の方からいただいたご質問に答えられていないところがあったかと思ひまして、ちょっと補足させていただきます。と言いますのは、従来から確認してきたことで、両市で納得できる負担のあり方とか、メリットを両市全体のものとして捉えるということがあったであろうと。「両市の効果額の均衡化を図る」や「効果額の活用を図る」といったところの説明がなかったようだがといったご質問を受けたかと思っておりますので、その点につきまして簡単にご説明を追加させていただきますと、効果額の均衡化というところにつきましては、資料1に掲載していただいておりますNo.5の表の見出しのところでございますが、規模が違う自治体同士でございますので、削減効果率が同じというところで「均衡」という考え方をとりたいというところでございます。

効果額の活用につきましては、これは4月の第9回でございましたか、その検討会議でも申し上げたかと思うのですけれども、130億の効果額全体をとらまえて、効果額の活用と考えてございまして、必要であればそれぞれの効果額から改めて拠出して、新しい取り組みをやってはどうかというのが、従来からの考え方であるということで、時間をとってすみませんが、補足説明させていただきます。以上でございます。

田村会長 はい。補足説明も含めて、何かご質問なりございますか。  
よろしいでしょうか。はい。無ければご意見の方もいかがですか。  
はい。森田委員。

森田委員 これは、前回会議でご提案いただいた内容を改めてご説明いただいたというふうに理解しておりますので、意見については前回申し上げたとおりでございます。

田村会長 すみません。改めてですけれども、お願いできますでしょうか。

森田委員 前回、過不足なく申し上げたつもりでおりますので、議事録をご確認いただければと存じます。

田村会長 わかりました。それは、なかなか乗れないなという話でよろしいでしょうか。

森田委員 「均等割」というものに対する考え方という議論が必要ではないかということも申し上げましたし、必ずしも他所がやっているからこういうやり方でないといけないということではないのですが、ただ、先行する他の広域処理団体の費用負担とは、随分、乖離した費用負担の考え方でありますので、そのことについては、合理的なそれなりの説明も必要であろうということも申し上げたつもりでございます。

田村会長 はい。わかりました。ありがとうございます。  
他に、何かご意見なりございますか。  
はい。無ければこの件も含めまして、次の「2 費用負担の基本的な考え方」、そのあたりで議論をさせていただきたいと思います。  
まず、2 ページ以降の「2」について事務局の方で説明をお願いします。

事務局（北川） はい。芦屋市の北川でございます。  
資料2から資料8まで説明をさせていただきます。  
まず、資料2でございます。このページは、第8回検討会議の資料の抜粋になってございます。第9回の検討会議でも引用したということです。  
「費用負担の基本的な考え方」、2項目書いてございます。  
要約すると「公平感を確保する」、「広域化のメリットを両市全体のものとして捉える」、この2点でございました。  
これは、この検討会議で確認をしているという内容と理解してございます。  
3 ページでございます。これも第8回の検討会議資料で、第9回

でも引用したということでございます。

先程の「基本的な考え方を踏まえての協議の方向性」ということで、「効果額の均衡を図る」、「効果額の活用を図る」ということを目標にして、具体的な方法を協議して行こうと、この辺りまでも検討会議の中で確認してきた内容と思っております。

その後ですね、矢印がございます。「検討その1」、「検討その2」ということで、具体的な内容についてそれぞれ二つの意見があったということでございます。

その中で4ページでございます。「検討その2」について引き続き説明をいたします。「検討その2」と言いますのは、先程、説明をいたしました基本的な考え方に即して整理したということでございます。

そもそも、「広域化の実施にあたって着目すべき視点」ということで挙げてございます。

最初の「○」は、広域化をやる場合に一般的なメリットが言われていると「経費の削減、環境負荷の低減」、それに加えてですね、「両市で広域化を実施するに際して着目すべき視点」として、4つ挙げてございます。

1番はですね。やはり、社会情勢を鑑みると「環境全般への取り組み」ということが求められているということ。もう一つ、ごみ処理を引き受ける施設、広域処理施設ですね、ここへの「配慮も必要」ということ。

それと、「中継施設の財源が要る」ということ。それと「経費の削減」と、これらの視点に基づき「効果額の均衡と活用を図る」というふうに整理してございます。

5ページでございます。引続き、「検討2」でございますが「効果額を活用する」ということで、その内容について書いてございます。基本的な考え方ですね、「活用」というところです。循環型社会形成の推進に資する環境の創造、環境学習の促進など、地球環境問題にも通じる取り組みを行うことにより、持続可能な社会の構築に寄与すると共に、ごみ処理を引き受ける施設に対する環境保全に取り組む。

「活用」としては、こういったことをベースにやっていくということでございます。

必要性は、先程、申し上げたとおり「社会情勢」、「環境全般への取り組み」、加えて、やはり「引き受ける施設への配慮が必要」という必要性があったということです。

こういった主旨の活用については、「効果額を均衡にするための芦屋市からの28億、これを財源にしていこう」ということでございまして、実施方法としては基金を創設したり、協議体設置、そういったものも考えられると。こういった中で「活用」がやっていけないかということでございます。

【2】はですね「中継施設の必要性」、【3】は「経費が削減される」ということで、「検討その2」の考え方をお示ししたということでございます。

6 ページでございます。今回、国、環境省の通知をここに掲載させていただきました。

これは、各都道府県宛での通知でございます。ご覧のように「広域化・集約化の必要性」ということで項目が並んでございます。

持続可能な適正処理の確保、その為に「適正処理を確保するために、広域化、集約化を進める必要がある」ということで、ここは特に「施設整備」ということに観点を置いて書いた項目です。

「(2) 気候変動対策の推進」ということでございます。「温室効果ガスの削減が重要である」と施設の省エネルギー化のみならず、地域のエネルギーセンターとしての役割も書かれているというところでございます。

「(3) 廃棄物の資源化・バイオマス利活用の推進」ということで、ここでも、資源化・バイオマス利活用について書かれております。

「(4) 災害対策の強化」ということで、地域の防災拠点の役割、こういったことを書いてございます。

「(5) 地域への新たな価値の創出」ということで、ここで書いていますのは、具体的に地域のエネルギーセンターであるとか、防災拠点であるとか、環境教育・環境学習の場、そういった新たな価値ということはこの項目で述べておまして、(略)以降でございますが、「広域化・集約化により、このような特徴を活かした社会インフラとしての廃棄物処理施設の機能を一層高め、地域の特性や循環資源の性状等に応じて、地域循環共生圏の核となりうる施設整備を推進するなど、地域に新たな価値を創出する新たな廃棄物処理システムを構築していくことが重要である」ということで、こういった形が環境省通知に書いてございます。

やはり、こういった国の通知をですね、主旨を考えますと、広域行政をやっていく中で「効果額の活用」、「こういったところの視点に基づいて活用していく」ということになっておるかなというふうに考えておりますので、ここでご紹介させていただきました。

7 ページでございます。前回の検討会議で示されました「検討その1」の検討事例がいくつかございました。

この検討比較のベースとなるこの表でございます。「1」、「2」、「3」、それと「4」、ここをピックアップいたしまして、「費用負担」についてその増加の状況、「費用負担」の減少の状況というものを整理した表でございます。

「費用負担」、西宮市さんが検討の事例に応じて「費用負担」が「均等割」とか入れて参りますので、「費用負担」が減ってくると、加えて芦屋市が「均等割」を入れることによって、こういった「費用負担が出てくると増加する」ということでございますので「こうい

った数字も押さえながら検討が必要」ということで、今回、整理をさせていただきます。

8 ページでございます。今度は「費用負担」の裏返しになります。「経費の削減の比較と効果額の比較」ということでございまして、前の7 ページと同様、ベースとなる事例をピックアップして、効果額の増減状況を表にしたものでございます。

本日の会議の一つの検討資料として、こういう数字を出させていただきます。

以上、芦屋市が従来からご説明なり、考え方を説明してございます。そういった考え方が、今回の西宮市さんの提案がございました、「それに対する一定の考え方を示した」ということでございます。説明は以上でございます。

田村会長

はい。事務局からの説明がありましたけれども、ただ今の説明に何かご質問なり、ご意見なりございますでしょうか。

どうぞ、野田委員。

野田委員

はい。西宮市の野田でございます。

一点、確認をさせていただきます。これは、4 月の会議でも質問というか確認させていただいた点なのですけれども、5 ページにあります「4 検討その2 について」の「(3) 効果額を活用する」というところのこの事業費、これは芦屋市さんから西宮市に 28 億円を動かして、効果額の均衡化を図るというためのお金を移行させて、この事業費でもって「4」に書いてあるような協議体等の設置で活用を行っていくのですよということなのですけれども、この活用方法について改めて確認させていただきますけれども「両市が協議を行って、その活用方法を決めていくのか」ということをもう一度確認だけさせていただきたいと思っております。お願いします。

田村会長

はい。事務局。

事務局（北川）

はい。この 28 億でございますが、芦屋市から西宮市に移行するということでございますので、事業費は西宮市さんの費用となることは当然でございます。

それで、ここに書いているような事業をやってみようということでございますので、ここの協議体の中でですね、芦屋市がどういう形で参画していくかというのは、今後、いろいろ協議していけばいいことだというふうに考えております。

田村会長

はい。説明ありましたけれど、よろしいですか。

野田委員

今、回答いただいたのですけれども、前は「両市で」というよ

うな感じでお答えいただいたかなと思ったのですが、若干、ニュアンスが変わったのかなと。「今後考えていきましょう」というようなニュアンスに聞こえたのですが、それでよかったですでしょうか。

事務局（北川）

はい。この両市の取り組みの形と申しますか、これは基本的にですね、2 ページのところの「(2)」ですか、「広域化のメリットを両市全体のものとして捉える」という、ここをですね、軸足に取り組みを考えていくものだと思います。

その中で、芦屋市がどういう形で入っていくか、両市で取り組むということとか、入り方ですね。そういったものは、やはり「両市全体のもの」というこのとらまえ方に即して、今後、考えていくものだというふうに思っております。

田村会長

はい。よろしいですか。

野田委員

はい。ありがとうございます。

「両市全体のもの」として捉えるというような視点でもって考えていくということが、今、事務局の方から答えていただいたのかなとは思いますが、私ども西宮市としての考え方というのは、あくまでも効果額については「両市でそれぞれ考えるべきだ」というような考え方でございます。

ということをおっしゃっていただいて、この質問を終わらせていただきます。

田村会長

はい。他、何かご質問、ご意見ございますか。

はい。森田委員。

森田委員

ちょっと今のやり取りについては、若干、双方の考え方に齟齬があったのではないかなと思うのです。

2 ページなんですけれども、今、事務局から一連の芦屋市の考え方を説明する中で、この2 ページの資料が出てきているのですが、これは芦屋市の考え方を示したものではなくて、この表題の下に書いてありますとおり、第9回の検討会議資料なのですよ。

この時点で、両市がそれぞれの考え方を持ち寄ったわけではなくて、この検討会議で双方が確認した、「積み上げてきた経過」なわけです。

ただ、表現が抽象的ですので、文言をめぐって解釈について差があるのかも分らないのですが、今、事務局から「(2)」、2 ページのですね、「両市全体のもの」というところ、ここに軸足を置いた説明だったのですが、私としたらですね、そこもさることながら、むしろ1 行目の「両市が共同でごみ処理を行う観点から」、これ、

「広域化検討会議」ですからね、ここを押さえないと、結局、両方が納得いくようにお金を分けて終わりというのでは、ここにならないわけですよ。

前回は終わりかけに、そういうようなことを言わせていただいたつもりなのですからね。

では、「共同でごみ処理を行う」ということの意義はどうか、その上でこの効果額を両市全体のものとして、どう負担を考えて、どう活用を考えていくのかというところが出発点だった筈なのです。こちらの認識としては。

ところが、前回、西宮市さんからご提案があったもの、否定するわけじゃないですけど、「その考え方が抜けていますよね」ということを、前回も私、確認させていただいたのですけれど、「そうです」というようなお答えだったと思うんですよ。

これも議事録を確認していただいたらいいですけど。「その考え方は入っていません」と明言されたので。では、それをどう盛り込んでいくのですかというところがないと、なかなかこれ、寄り付かないのではないですか。額が多いの少ないの言っているもしようがないじゃないですか、広域化検討会議なのだから、というのが根底にあります。

その結果が28億が30億になるかもわかりませんし、20億になるかもわかりませんし、それはいいのですが「根本の考え方」、しかも、これは芦屋市の考え方ではなくて、この検討会議で積み上げてきた経緯があるわけですから、そこを抜きにして、お金の話ばかりしていても前に進めないんじゃないでしょうか。現に進んでいないのはそのせいだと思いますよ。いかがでしょう。

田村会長

はい。ありがとうございます。何かありますか。

宮島委員

西宮市の宮島でございます。

基本となるご指摘ありがとうございます。我々も広域化のメリットを金額だけではなくて、「両市で一緒にやっぺいこう」というところは全然否定しているものではございませんでして、その部分につきましては、検討していこうという姿勢は示したつもりでございます。

ただ、この28億がそれに使われるんだというところについて、我々も、なかなか理解できていないといったところがあって、「お互いの効果額を出し合って何かやっぺいこうよ」という話であれば、全然それは乗れる話しかないと考えているのですけれども、その辺がちょっと我々も芦屋市さんの意向を理解できていないところかも知れません。

そういうスタンスでおるとというのが西宮の考え方でございます。以上でございます。

田村会長

はい。他に、何かご質問なり、ご意見ありますか。  
はい。

宮島委員

質問ではないのですが、ちょっと私、反省しているところがありまして、それは7ページ、8ページの資料を拝見いたしまして、ちょっと我々がミスリードしたのかなと思って、ちょっとお時間をいただいで説明したいのですが。

我々、前回、「No.1からNo.6まで色んなパターンを検証したのです」ということで、お示しをさせていただいたつもりでございました。

それについて、我々、どれが「基準」だとか、どれが「スタンダードな考え方だ」という考えを持っておりませんでして、こんな割り方が色々あるかというところの中で、No.5というのをお示ししたという状況でございます。

今、このNo.7、8を見ると、No.1をスタートととして「どれだけ増えるんだ、減るんだ」というようなまとめ方をさせていただきました。

私もミスリードしたのかなというふうなことで思いますが、我々、どれも色々な割り方があるということで、ひとつの「基準」、「スタンダードなものがこれだ」というのを持っていないといったところではご理解いただきたいなと思っております。

これも、内部で議論した中では、「事例の2」というところですね。第3回の検討会議ということで、色々ご協議いただきました中で、全国の事例をお示ししていただきました。

これ、非常に参考になる案でございまして、「均等割」というところは「全国でどうや」というところで見ますと、非常に有効な資料だと思うのですが、「効果額」というところで見ますと、この「均等割」や「ごみ処理量割」以外に、「建設協力金」であるとか「周辺対策費」というところでお出しいただいている、出しておられる自治体もありますので、効果額全体をみたときに、なかなかそれを持ってくるのは難しいかなというのがひとつ、内部でも議論したことでございます。

もう一点は、これ致し方なかったところでございますけれども、第3回でお示しいただいたのが、当時はまだやり方、広域化のやり方が決まっておりましたけれども、事務局にお聞きしますと、「広域連合」とか「一部事務組合」ですか、そのデータだったと。

今回、我々、協議しているのは「事務の委託」といったところで、一方の自治体が、一方の自治体に「ごみ処理を委託する」というふうな形式でございましたので、それと、この第3回の、検討委員会でお示ししていたデータを直接比較することはできないのかなという思いがあって、「基準」というところがなっていないというふう

なことでございます。

我々の考え方、何回も恐縮ですけど、持っておりますのは「色々なやり方があるのだろうか」ということで認識しております。

これは、「均等割」の率もそうです。

一例、申し上げますと私が調べた範囲では、大阪府の茨木市と摂津市で昨年の12月にどうもごみ処理の広域化に合意されたようですが、その「建設費」は均等割が40%、人口割が60%、「運営費」が確か均等割33%、ごみ処理量割が67%、それ以外に「周辺対策費」というのもあるようで、それぞれのご事情でいろいろなやり方があるので、我々もNo.1~6といういろいろ検討した中でNo.5というのをお示しさせていただいたということでございまして。そこ、すみません。説明不足で申し訳ありませんが、意が伝わっておりませんでしたら改めてよろしく願います。以上でございます。

田村会長

はい。一番目の議題のところでも出てきました、「均等割」の整理がまだできていないのでは、というご指摘もいただいたところですけど、それも含めてという話になろうかと思いますが。

何か、ご質問、ご意見ございますか。

はい。森田委員。

森田委員

あの、様々なケースがあるというのは、私も承知しておりますし。前回はそういうことを申し上げたつもりなのですよ。

そのケースがあって、一定のところに「収斂している」としてもですよ、「だからそうでなければならない」というつもりもないし、要は、最終的に負担いただくのは双方の市民なわけですから、その市民の方にご納得いただけるような「説明ができる水準に持っていかなければならない」ということだと思います。

これがですね、もっと早い段階であれば、ここで事務局に宿題で「もうちょっと調べてみようよ」ということになるのかもわからないんですけども。それだけの時間が、我々に残されているのかどうかという問題がありますが、今の問題提起いただいたのは、確かに重要な問題だと思いますので、時間の許す限り調査をしたらいいと思いますよ。

ただ、今の時点で、私、思いますのは。「一部事務組合」か「事務委託」、「事務委任」という「運営形態の問題、違いが費用負担に影響を与える」というのは、理屈で考えにくいと思っています。

むしろ、「一部事務組合」というのは、構成団体の共有財産ですから、そこに「均等割」というのが入ってくる余地はあるんですけど、むしろ、「事務委託」ということになりますと、今、考えているスキームでいったら、「西宮市さんに施設を建てていただいて」といったことになりますから、この施設は100%西宮市さんの資産ですからね。そういう意味で言いますと、そこに「均等割負担」というのが

入ってくる「理屈」というのが、むしろ薄くなってしまふ、そうだと  
言つて、そうであるべきだと言つてゐるわけではない。「そういう  
理屈にむしろ働くのではないですか」ということはあるのですけ  
ど、とりあへず「調べられるだけ調べてみましょうよ」ということ  
を、残された時間がどれくらいあるかわかりませんが、それは  
その余地があると思ひます。

茨木市と摂津市の例も出していただきましたけれども、これも両  
市の規模がどうであるかということですよ、ね、「均等割」について  
言へば、両市の規模が同じであれば「均等割」は、0でも100でも結  
果は一緒だということになりますし、その辺の構成市の規模の違い  
を度外視して議論してもしょうがないという部分もありますので、  
もし、そのデータがあるのであれば、ちょっと整理して出してもら  
うというのもいいのではないかと。

今日でこの検討会議が終わるのでなければですが。そのように思  
ひます。

田村会長

はい。今、確かに冒頭の挨拶でも言わせていただきましたように。  
前回でスケジュール感をお示しして、11月中に一定の目途をとい  
うことで進めさせていただいてきたところですけども、今の話もご  
ざいますし、計画を作る方の西宮市として、この目途についてはど  
う考えますか。

宮島委員

はい。議長からのご指摘ですけど。  
まず、先程の茨木市と摂津市の例、これを検討しようという提案  
ではございませんので、そのような例もあったと、何か検討するこ  
とはやぶさかではございませんので、またお時間があつたらよろし  
くお願いしたいということでございます。

ちなみに人口規模は、確か茨木市が25万人ぐらい、摂津市が9万  
人ぐらいで、ちょうど、今やっている芦屋市さんと西宮市の、西宮  
市は2つ清掃工場がございますので、半分ですから25、6万人です  
か、同じようだったのかなと思ひます。

また、色々、検討時間があつたらさせていただきたいと思ひます。  
議長からのご提案ですが。我々、すみません。第10回の方に急に  
「11月期限」ということをお願いしました。

その経緯は、どうしても来年度には広域化に向けた事業をスター  
トしないと、我々の焼却炉が持たないというふうな判断がございま  
して。そうすると「広域化するとなると芦屋市さんと事業をパブリ  
ックコメントとか議会に対応していかなければならない」と、そう  
いったところで、ちょっとこっちで勝手にこれぐらいの Spann は要  
るであろうということをつくったものでございます。

今後、芦屋市さんの方で、仮に広域化がうまいこといくのであれば、  
「ここはこういうふうな縮められるね」というご協議をいただけ

るのであれば、「引き続き協議」というのはやっていきたいというふうに思っております。

後程、ご説明があるのでしょうかけれども、議会の方からも「ちゃんと慎重に議論しろ」というふうなことを我々、意見を伺っておりますので、今日、ここで「はい。終わり。」ということではなくて、なるべく許された時間を絞り出してといいますか、その辺、協議いただけるのであれば、頑張っけて詰めていきたいなと思っております。以上でございます。

田村会長

はい。ありがとうございます。

そういうことですので、場合によっては、もう少し議論させていただければとは思いますが。

この議題で何か他にご意見、ご質問なりございますか。

はい。森田委員。

森田委員

もし、あの、時間が我々に残されているのであれば、せっかくご紹介いただいたので周辺対策費や何とか協力金だとか、いうあたりも調べられる範囲で先事例を調べてみてはいかがかと思えます。

田村会長

はい。ありがとうございます。ご提案としてお聞きして、また、事務局の方でよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2番目につきましては、このぐらいとさせていただきます。

つづきまして、3番目としまして資料の9ページ、「8市議会（所管する委員会）の意見（概要）」について、事務局の方から説明をお願いします。

事務局（北川）

はい。9ページでございます。

両市の市議会でのご意見をまとめたものでございます。紹介させていただきます。

西宮市さんです。「広域化のメリットは分かるが、このスケジュールで焦ってやらないといけない事業ではない。」「検討すべき課題が山積みであり、期限を延ばしてでもしっかり検討していくべきである。」「広域化となるとその他プラなど収集も同じようにしないといけないが、芦屋市の実情を考えると時間的に困難ではないか。」「広域化の検討を始めてから何年も経っており、計画も2年遅れている。パブリックコメントに向け、いつまでに何を決めないといけないのかのスケジュールを立てて協議すべきである。」「西宮市側が環境負荷などを負うことになるので、そのあたりに関してはしっかりと協議していただきたい。」

芦屋市でございます。「両市のメリットが整理されているのか。芦屋市民がこれだけの負担をして事業をやるのは難しい。」「No.5は

両市の削減効果割合が同じで評価できる。芦屋市がこの事業で負担するものが結構盛りだくさんあるようだ。」「広域化は環境負荷軽減など大きな観点で進めてほしいが検討会議の内容は残念。費用負担は市民への説明が難しい。」「両市の効果額は両地域の環境に使う認識は、両市は最初は持っていたと思うが芦屋市は持ち続けているのか。市としてしっかりした案で検討会議に臨んで欲しい。」「広域化は否定しないが単独がベスト。市民はリスクヘッジが心配なので、早い段階で提案が欲しい。」「両市長が同じ意見を持てばうまくいく。」「思っていたほどメリットがない。議会としても少し議論しないといけない。」

両市の議会の意見でございました。紹介させていただきました。

田村会長

はい。両市の議会の意見につきまして、ご紹介をいただきましたけれども。

何かご質問なりございますか。

無ければ、また、これは、それぞれご確認をいただくということでもよろしくお願いをいたします。

それでは、続けて10ページ目の「9まとめ」につきまして、事務局の方から説明をお願いします。

事務局（北川）

はい。10ページでございます。「9まとめ」というところで整理をしております。費用負担の基本的な考え方として、「(1)「両市が納得できる費用負担のあり方」の観点から、一定の公平感を確保する。」「(2) 両市が共同でごみ処理を行う観点から、広域化のメリット（効果額）を「両市全体のもの」として捉える。」「この2点を基に協議を進めてきたが、現在においても、基本的な考え方を踏まえた実施内容について、集約にいたっていない。」「一方、第10回検討会議で「広域化を想定した場合のスケジュール（案）」が示されております。」

こういった状況を踏まえてですね、今後、どのように検討するかということで、委員の方でその辺りを検討よろしくお願いたいということでございます。

田村会長

はい。説明が終わりましたけれども、何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

はい。

宮島委員

質問になるのですが、この先、延長して検討していこうということで、一体何を検討していかなければならないのかなというところで、我々、想定していなかったものが、前回の検討会議で芦屋市さんの方からご提案いただいている「危機管理」といいますか、災害が起こったとこの対応ですね。これ非常にお互い大事だなと思

うんですが、今、現在、まとまっておられなかったらそれでいいんですが、何かこんな点が不安なんだとか、こんな点を議論しておきたいんだというのがお有りであれば、今日、お披露いただけるのであれば、聞いておきたいなと、そう思います。

まだ、「まとめていないよ」ということだったら、それでも結構でございますが。何か今後、議論していく中での道筋と言いますか、そういうものを知りたいなと思いますので、できましたらお願いしたいと思います。

田村会長

はい。これ芦屋市さんの方で何かお答えできることはありますか。

森田委員

まあ、これは、本市の考え方というよりは、実際、私どもも議会でそういうことを質疑で受けたことがあります。既にご存知のとおり、国においてこのごみ処理の広域化を推進している理由の一つは「強靱化」ということですよ、災害に対して強い施設をつくるという意味での強靱化、そういうことがありますということを説明しましたが、一方で、リスクヘッジの問題として、集中して強靱化、強靱な施設を集中してつくるという考え方と、リスクを分散するという考え方もあるので、これは実は一概には言えないですよということはお答えをしておりますので、これは現段階での芦屋市の公式見解と考えていただいてもいいと思います。

田村会長

はい。よろしいですか。

宮島委員

はい。結構です。現時点でそういうことで理解しておきます。

田村会長

はい。他、何かご意見、ご質問はございますか。

無いようでしたら、本日も多くのご意見をいただきましたけれども、ここの9、10ページにも書いていただいているように、これまで議論を積み重ねてきて、基本的に考え方が一致しているようなところもございますが、最終的に意見の集約と言いますか、大筋での考え方の一致というところには至っていないというのは、本日の議論においても、現実、そういう状況でございます。

ただ、先程も少し話ができましたけれども、スケジュールにつきまして、前回、11月中に一定の方向性をということでお話もさせていただいてきたところではございますけれども、先程、意見もいただいたところでもございまして、若干、色々なところでの調整をすればもう少し時間が生み出せるのではないかとということもございます。

そして、ここまで時間をかけて、今回で11回目ということで回数も重ねているんな議論をさせていただいて、一致できるところは一致しております、一致できないところも大きくございまして

ども、これだけ議論を進めてきたということもございます。もともと、議論の出発点としましては、環境面でのメリットや施設建設費や運営費等、大きな財政メリットも見込まれるということを互いに確認して進めてきているところでございます。

そして、ここまでこれだけ時間をかけて検討してきたという事実を踏まえますと、ここで意見集約ができないということで事務的に議論を終わらせてしまうのではなくて、今一度、費用負担の考え方について、お互い歩み寄れるところはないかということにつきましてですね「改めてご検討いただけないか」と考えているところでございます。

したがいまして、本日につきましては、本日のこの議論、この結果を持ち帰っていただいて、改めて両市で歩み寄れるところはないかご検討いただいて、また、先程、でました「均等割」などの新しい考え方についても、時間は少ないところですがけれども、事務局の方で資料を収集していただいてですね、何か突破口は無いか、またご検討いただきたいということで、ここで閉じるのではなく、次回の検討会議を設定させていただいて、そこで最終、一定の方向性について議論、整理をさせていただきたいと考えておりますけれども、そのような考え方でよろしいでしょうか。

委員一同

異議なし。

田村会長

はい。特にご異議が無いようですので、本件につきましては、11月中の基本的な合意に向けての意見集約は、一旦保留とさせていただきます。この状況で持ち帰っていただいて、次回、検討会議において引き続き両市で協議をさせていただきたいということにさせていただきます。

では、以上で本日予定の議題につきましては全て終了させていただきます。

### 3 その他

田村会長

この際ですのでこれまでの議題、その他のことでも何でも結構ですので何かございますでしょうか。

宮島委員

改めてですがけれども、期限は最終どこまで頑張るのかというところは事務的に詰めさせていただきたいと思っておりますので、芦屋市様の方もご協力をよろしくお願いいたします。以上でございます。

田村会長

そのへんは、また事務局で詰めていただいて次回の検討会議の日程を設定していただきたいと思います。

はい。それで、他に特に無いですかね。森田委員。

森田委員

あの、どうしてもこういう資料と説明に基づいて意見を言いますと、それぞれの立場で勝手なことを申して申し訳ないです。

特に、西宮市の議員の方も傍聴に来られているので、「何だあいつは」と思われているのだらうと思うのですが、申し訳ございません。我々も西宮市の市民の方が、一方的に負担を負うというスキームでお話が進んでいますので、そのことについては心して考えておるつもりでございますけれども、その前提でですね、今日も強調させていただきましたけれども、「両市が共同でごみ処理を行う」という、この視点は是非とも欠かさないでいただきたいと。確認したことです。その上での議論になるように、今、会長から費用負担を巡ってということでしたけれども、その費用負担の前提としてこれがある。

そうでないとですね、これはどっちがいくら取るということもさることながら、この視点が抜けるとですね、単に費用負担だけの問題になると仮にこの場で折り合いがついたとしてですよ、芦屋市から何某かのお金を払って引き受けていただいたとしても、この広域処理、「共同でごみ処理をするんだ」という視点が無ければですね、単に芦屋市が金にものを言わせて迷惑施設を押し付けたという結果にしかならないわけですよ。

これは、広域処理でも何でもないと思います。そんな失礼なことを我々もするべきでないと思いますので、その点については、そういう意味での「共同でごみ処理を行う広域処理」という視点は絶対に必要だと思いますので、それを踏まえた今後の検討になりますように、切にお願いを申し上げます。

田村会長

はい。ありがとうございます。

今、ご指摘をいただいた視点というのは、全ての委員がその視点で取り組んでいるというふうに思っております。

はい。では、議論としましては以上とさせていただきます、それでは、兵庫県からお越しいただいておりますので、一言いただければと思います。

馬場班長

失礼いたします。兵庫県環境整備課の馬場と申します。

今日はお招きいただきましてありがとうございます。

私、今日、初めてこの場に参加させていただいたところなのですが、本来であれば課長の方が参加するところなのですが、所用がありまして、私が代理で出席させていただきました。

ごみ処理の広域化につきましては、もともとはダイオキシン問題

の対策ということでスタートしたわけなのですからけれども、近年は少子高齢化ですとか、あるいは人口減少、それからごみ処理の効率化、先程もご発言ありましたけれども施設の強靱化ということを目的として進めておるとい背景がございます。

ただ、ごみ処理施設の新設となりますと、やはり、言わずもがなですが、どうしても迷惑施設だという側面がありますので、まずは設置場所の選定に非常に手間取る、とりわけ気を遣うところであります。

ただ、広域化処理ということになりましたら。やはり、どうしても費用の負担という問題が避けてはとおれませんので、場所を選定することに匹敵する程、センシティブな問題になりがちなどころではあります。

ただ、この分につきましては、どうしても県の方で直接差配するようなことはできるものではありませんので、この広域化ということはどういう目的で広域化をするのだということをしっかり踏まえていただきながら検討を重ねていただきまして、お互い納得のいくような結論を見出していただくしかないのかなと思うところではあります。

あまり参考になるようなコメントをお話することが難しいのですけれども、是非、この検討会議の検討結果が両市、それぞれの市民の方々にとって納得できるものであり、且つ、利のあるものとなることを心から祈念しております。ありがとうございます。

田村会長

はい。ありがとうございます。

それでは事務局の方にお返しをします。今後の予定等についてご説明をお願いします。

事務局（北川）

はい。事務局でございます。

次回の検討会議につきましては、後日、調整の上、ご連絡させていただきます。ご協力をお願いいたします。

また、本日の会議の資料及び議事録は、後日、両市のホームページで公開してまいります。

それでは、閉会にあたりまして副会長である芦屋市の佐藤副市長より一言ご挨拶をお願いいたします。

## 4 閉会

佐藤副会長

失礼します。どうも委員の皆様方、ご苦労様でした。

どうしても議論が費用に関することですので、むきつけな表現が飛び交うこともございますかも知れませんが、それらも全て、何とかこの広域化が成就できないかという思いひとつに端を発してございますので、そこはご容赦をいただきながら時間が許す限り、この検討会議で解を求めて参りたいと思います。

常に繰り返しておりますのが「ごみ処理施設が現今の社会情勢においても、いつまでも嫌悪施設であるべきではない」ということ、あるいはエネルギーに対する考え方も安倍総理から菅総理に代わって徐々に変わりつつあるということ、施設の強靱化に関する発言もございましたが、分散型エネルギーは第7回か第8回かの検討会議の前日にですね、胆振でブラックアウトが起きました。そういったことにも備えられないかなどのご挨拶を締めさせていただいたこともございます。

何よりも申し上げたいのは、やはり別々の地方公共団体が一般財源である税を用いて事業を行う場合には「いかなる国家補助が入ろうとも、それぞれの市民の了解が要る」ということですね。道路を張り巡らせたように道路特財があるわけではございません。「ごみ特財」を作るわけにもいきません。その点については、十分な理解とご納得を両市の市民から得る必要がある。その前提として議会の皆様方のご了解を得ていく必要がある。そのことと残された時間との競争ということになりますので、限られた時間ではございますが、既に明らかになっている課題について、逃げを打たない結論の求め方を両市で行うようにしていきたいと思っております。

ただし、最後にもう一回申し上げますけども「西宮市が、芦屋市が」ではなくて、「西宮市と芦屋市が」という解を求めたいと思います。

本日はお忙しい中、お集りをいただきまして、どうもありがとうございます。今後とも残された時間をよろしくお願いいたします。

事務局（北川）

ありがとうございました。委員の皆様、本日はお忙しい中、ありがとうございました。

以上をもちまして本日の検討会議を終了とします。

なお、お帰りの際は会場出口におきまして消毒液で手指の消毒をお願いいたします。以上でございます。ありがとうございました。

（閉会）